

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 大 畠 章 宏

平成22年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成22年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海上における治安の確保について

<p><u>具体的な目標の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 薬物・銃器密輸事犯の摘発件数を平成18年から22年の平均で22.0件以上とすること。・ 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数を0件とすること。
<p><u>評 価</u></p> <p>【評定】</p> <p>薬物・銃器密輸事犯の摘発については、目標は達成されておらず一層の努力が必要である。</p> <p>海上及び海上からのテロ活動の発生については、目標は達成されたものと認められる。</p>

【所見】

- ◇ 平成22年における薬物・銃器密輸事犯の摘発件数の実績値（過去5年（平成18年～平成22年）の平均値）は20.6件（前年比0.6件増）であった。
- ◇ 平成22年度における海上及び海上からのテロ活動による被害の発生は0件であった。

① 情報収集・分析体制の強化

- ・本庁及び各管区に設置された国際刑事課及び国際組織犯罪対策基地等による情報収集・分析体制の強化並びに機動的且つ広域的な捜査活動を実施した。
- ・新たな警備情報システムの活用、高度化を図った。
- ・管内の実態把握、基礎情報の更新及び新規情報収集のための巡回連絡を実施した。

② 内外の関係機関との連携強化

- ・相互訪問、人員派遣等による海外関係機関との協力関係の強化による情報交換ネットワークの強化を図った。
- ・警察、税関等国内関係取締機関との連携強化を図った。
(各地方の特性に応じた合同訓練、合同立入検査、合同捜査、定期的情報交換の実施等連携の強化を推進した。)

③ 監視取締体制の強化

- ・薬物・銃器密輸事犯が発生するおそれの高い海域における巡視船艇・航空機を利用した厳重な監視・警戒を実施した。
- ・各管区国際刑事課等における組織犯罪情報分析官業務を検証する等情報分析体制を強化した。
- ・巡視船艇、航空機の装備の充実を図るとともに、「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。

④ 不審船・テロ対応体制の強化

- ・速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船8隻及び巡視艇10隻並びに夜間監視機能を備えた航空機2機を整備するとともに、船艇・航空機職員の技術向上、個人装備等の充実整備を図った。
- ・東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ等に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ等の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティの向上を図った。
- ・国際港湾において、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練を実施するとともに、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保

安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携の強化を推進した。特に、横浜では2010年日本A P E Cの首脳会議開催を踏まえ、平成22年7月に、横浜海上保安部を含む13機関による、テロを想定した水際危機管理対応合同訓練を実施した。

⑤ テロへの警備警戒

- ・警備実施等強化巡視船等の巡視船艇・航空機を配備し、警備実施、警衛・警護を実施した。
- ・警戒対象施設等（臨海部の米軍施設、原子力発電所、臨海部の国際空港等）に対する巡視船艇・航空機による警備を実施するとともに、海事関係者に対する不審物・不審者への警戒、不審情報の通報の徹底指導を行った。
- ・ゴールデンウィーク期間、夏期、年末年始といった旅客の往来が活発となる期間を重点に、旅客船・カーフェリーを対象とした警乗及び旅客ターミナルの警戒を行った。
- ・「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」に基づき、入港する船舶に対する規制を厳格に実施し、平成22年においては、保安措置（船舶に義務付けられた自己警備）が的確に講じられているかを調査する必要があると認めた船舶4,049隻に対して立入検査を実施し、テロが発生するおそれの有無について確認を行った。
- ・平成20年7月に施行された「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、我が国領海等において、正当な理由なく停留や徘徊を行う外国船舶の不審な行動を厳格に抑止し、領海の安全確保に努めた。

なお、平成22年においては、停留等を行っていた外国船舶225隻に対して立入検査を実施し、また、立入検査の結果、正当な理由なく領海内でびよう泊していた1隻に対しては、同法に基づき領海外への退去を命じた。

以上の施策により、監視・捕捉・執行能力の強化が図られ、海上及び海上からのテロ活動の発生については、目標は達成されたものと認められる。

他方、薬物・銃器密輸事犯の摘発については、対前年比では増となっているものの、犯罪組織の複雑化、広域化、犯罪手口の巧妙化等により、目標は達成されていない。

今後も、上記施策を継続的に実施するとともに薬物・銃器密輸事犯の一層の調査分析を行うなど必要な見直しを行い、海上における治安の確保に万全を期することが期待される。

併せて、海洋権益保全にも万全を期することが期待される。

2. 海難の救助について

具体的な目標の内容

- ・ 海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者を平成22年までに220人以下とすること。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

◇ 平成22年の「海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数」は197人であった。

① 海難情報等の早期入手のための事業

- ・ 「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
- ・ 漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動を実施した。漁協・マリーナ・釣具店等関係団体における自主的啓発活動を推進した。
- ・ ボランティア団体との連携を図った。
- ・ GMDSS機器（注1）の適正使用の指導・啓発を実施した。

② ライフジャケット着用率向上のための事業

- ・ 海難情報の早期入手のための事業と同様、あらゆる手法により、自己救命策確保を推進した。
- ・ ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等を指定した（平成22年指定9箇所、ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等は平成22年末現在、全国692箇所となっている）。
さらに、都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のライフジャケット着用推進の働きかけを行い、平成22年末現在、全国24の都道府県で2474人の女性着用推進員が誕生し、漁業者自らがライフジャケット着用推進を積極的に実施した。
- ・ プレジャーボート等の乗船者に対する着用義務違反に対する指導・取締りを実施した。

- ・平成20年度に1人乗り小型漁船のライフジャケット着用義務範囲が拡大されたことを踏まえた着用指導を実施した。

③ 救助・救急体制の充実

- ・ヘリコプターの高速性等を利用した人命救助体制の充実強化を図るため、平成22年度末現在、関西空港、函館、福岡、美保、鹿児島、新潟及び那覇の7（海上保安）航空基地に各8人計56人の機動救難士を配置した。
- ・速力・捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行った。
- ・隣接国との合同捜索・救助訓練を実施した。
- ・社団法人日本水難救済会、社団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携を図った。
- ・メディカルコントロール体制（注2）強化のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の現場における活動要領を作成した。
- ・巡視船艇、航空機の装備の充実を図るとともに、「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。

（注1）：海上における遭難および安全の世界的制度で、S O L A S 条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム

（注2）：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保障する体制

以上の施策により、海中転落による死者・行方不明者数の削減が図られ、目標は達成されたものと認められる。

今後も、上記の施策を継続的に実施し、海難の救助に万全を期することが期待される。

3. 海上交通の安全確保について

具体的な目標内容

- ・ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件とすること。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

◇ 平成22年度のふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数は0件であった。

① 航路標識の高度化整備等

- ・平成22年7月から横浜及び千葉海上保安部において、10月から東京海上保安部において、A I S（船舶自動識別装置）を活用した航行支援システムの運用を開始した。
- ・運用管制支援システムである訓練用運用卓の整備を東京湾、大阪湾、備讃瀬戸及び来島海峡海上交通センターにおいて実施し、港内管制システムの高度化整備を名古屋港海上交通センターにおいて実施した。
- ・沿岸域情報提供システムを運用し、情報提供を的確に実施した。

② 海上交通法令の励行等

- ・巡視船艇による航法指導等を実施した。

③ 海上交通センター等の的確な運用

- ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施した。

④ 安全対策の強化

- ・「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」に基づき、海域特性に応じた新たな航法や船舶の危険防止のための措置等を図るため、東京湾、伊勢湾、大阪湾、備讃瀬戸、来島海峡及び関門海峡海上交通センターに統括運用管制官並びに大阪湾、備讃瀬戸、来島海峡及び関門海峡海上交通センターに安全対策官を配置した。

以上の施策により、大規模海難の発生を防止しており、目標は達成されたものと認められる。

今後も、上記の施策を継続的に実施し、海上交通の安全確保に万全を期することが期待される。

4. 海象の観測等について

具体的な目標の内容

- ・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在

する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。

評価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

◇ 大地震の発生が懸念されるプレート境界域において、海底地形調査を実施し、海底面の詳細な起伏に関する情報を収集したほか、海底火山が噴火する前兆となる現象を事前に把握し、海底火山噴火を予知するための基礎情報の整備として、火山基礎情報調査を実施し、火口の位置及び火山活動の様式・頻度・規模に関する情報を収集し、情報の空白区域を減少させた。

収集した情報は、海上防災のための検討資料として活用するとともに、地震調査研究推進本部、火山噴火予知連絡会及び地震予知連絡会における、地震・火山活動の調査研究に寄与することとなる。

- ・プレート境界域について、毎年1箇所の調査を実施。海域火山については、毎年1箇所の調査を実施。

プレート境界域及び海域火山の調査を実施し、情報の空白区域が減少したことは、目標が達成されたものと認められる。

今後も、地震や火山噴火の発生する可能性が特に高い断層及び海域火山についての情報空白域を減少させるため、引き続き調査を実施することが期待される。

Ⅲ. 特記事項

◇ 平成22年8月18日、第六管区海上保安本部広島航空基地所属のヘリコプターが墜落し、5名の海上保安官が殉職する事故が発生した。また、事故発生後の広報に際し、内容が二転三転するなどの不適切な対応があった。

同年8月、上記事案の重大性にかんがみ、長官を委員長とする「航空機安全対策検討委員会」及び「重大事案における広報の改善に関する検討委員会」を設置し、全管区海上保安本部に緊急安全対策措置を講ずるよう指示した。

◇ 平成22年9月7日、尖閣諸島領海内で中国漁船による巡視船への衝突事件が発生した。神戸海上保安部巡視艇乗組員（当時）が、事件発生の前後についてビデオ撮影した映像を、非公開とする組織の方針に反し、同年11月4日、インターネット上に故意に流出させた。

同年12月、全管区海上保安本部に対し、情報管理に関する当面の緊急対策を講ずるよう指示し、あわせて海上保安庁における情報流出防止対策のあり方について抜本的な見直しを行うため、外部有識者からなる「情報流出再発防止対策検討委員会」を設置した。

◇ 上記の事案について、各検討委員会での検討結果を踏まえ、再発防止に取り組むよう求める。

＊平成22年10月6日に「重大事案における広報の改善に関する検討委員会報告書」を取りまとめ

＊平成23年5月20日に「航空機安全対策検討委員会中間報告書」を取りまとめ

＊平成23年5月24日に「情報流出再発防止対策検討委員会中間報告書」を取りまとめ

◇ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に際して、ただちに救助活動を実施し、その後も行方不明者の捜索、漂流船の捜索、緊急物資輸送・現場支援等に全庁挙げて取り組んでおり、国民の安全・安心を守るため、引き続きの対応を求める。